第1号様式

(宛先) 川 崎 市 長 年 月 日

申請者住所(所在地)

申請者氏名(代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書

川崎市コミュニティ交通導入等補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の内容
 - (1) 補助を受ける地区の名称
 - (2) 補助を受ける地区で運行を行う者の名称
- 2 補助事業に係る経費

補助対象経費		内	訳	
冊切刈豕胜負	国補助金	市補助金	地方公共団体補助金	申請者負担
円	円	円	円	円

3 補助対象経費の内訳

	補助対象内容	補助対象経費	補助金額
1		円	円
2		円	円
÷		円	円
計		円	円

4	補助事業の着手	(予定)	期日及び完了	予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 補助金交付申請額

金

川崎市指令 第 号申請者住所(所在地)申請者氏名(代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市コミュニティ交通導入等補助金について、 次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長印

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費 金 円

補助金の額金円

- 2 補助金交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業の計画変更の申請

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、要綱第8条第1項により、あらかじめ変更の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

(2) 補助事業の中止又は廃止の届出

補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、要綱第17条第1項により、速やかに市長あてに中止又は廃止の申請をしなければなりません。

(4) 決定の取消し

補助金の交付の決定後、要綱第13条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(5) 補助金の返還

- ア 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに 係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還しなければなりませ ん。
- イ 補助事業者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還しなければなりま せん。

(6) 財産の処分の制限

- ア 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。
- イ 補助事業者は、耐用年数を満了するまでは、市長の承認を受けないで取得財産をこの補助金 の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付し又は担保に供してはなりませ ん。
- ウ 補助事業者は、イの処分をしようとするときは、あらかじめ、要綱第15条第5項に定める 財産処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- エ 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければなりません。

(注)補助金交付の条件は以上によるほか、必要に応じ条件を付す場合があります。

(宛先)

川崎市長

申請者住所(所在地)

申請者氏名 (代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により補助金の交付決定通知のありました川崎市 コミュニティ交通導入等補助事業を完了したので、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

補助対象経費			内	訳	
	無 切 刈 豕 砫 賃	国補助金	市補助金	地方公共団体補助金	申請者負担
	円	円	円	円	円

- 2 完了した補助事業の概要
- 3 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 領収書の写し等補助金の確定に必要な書類
 - (2) 川崎市コミュニティ交通導入等補助事業発注実績報告書
 - (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(宛先)

川崎市長

申請者住所 (所在地)

申請者氏名 (代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助事業発注実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により補助金の交付決定通知のありました川崎市 コミュニティ交通導入等補助事業について、次のとおり報告します。

1 事業名

2 発注実績(別添とすることも可) ※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。

	契約日	契約種別 (工事、委 託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額 (単位:円)
1						
2						
3						
4						
5						
					合計	

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果のわかる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2社以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、<u>市内に主たる事務所又は事業所を有する者</u>(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業) ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札(見積り)が行えないことに係る理由書

2	· 発注先			
3	提出する見積書の種類及び数量			
	市内中小企業者による見積書	通		
	市内中小企業者以外による見積書	通		
	(※辞退届を含む。)			
4	市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中	<u>い企業者からの見</u> れ	責書の徴取が行えない理由	
	(1) 市内中小企業者で取扱いがない			
	(2) 2社以上の市内中小企業者で取扱いがない)		
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とする	もので、市内中小公	企業者では目的が達成できない	
	(4)継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなけ			
	ればアフターサービス等に支障がある (5)工事を発注する場合で、発注する仕様に定	どめる施行中や施工行	炎の保証内容等を含め、市内中小	
	企業者では対応できないもの			
• / 	(6)上記以外の事由(事由内容を下記に記載))		
※ 復 数	数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順	に最初に当てはまる	1 つの埋田を選択してくたさい。	
(6))の理由を選択した場合、その事由内容			
難いま	三綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2 理由について、十分な調査を行った結果、上記理は いことが明らかになった場合、交付された助成金の全	自に該当すると判断は	ハたしました。上記理由に該当し	
難いまない、	理由について、十分な調査を行った結果、上記理由	由に該当すると判断 部または一部を返過 第2条第1項各号の 所市内に登記簿上の2	いたしました。上記理由に該当し といたします。 のいずれかに該当し、 市内に主た	
難いまない、	→理由について、十分な調査を行った結果、上記理はいことが明らかになった場合、交付された助成金の全⇒ 市内中小企業者の定義 中小企業基本法(昭和38年法律第154号) る事務所又は事業所を有する者(原則として川崎	由に該当すると判断 部または一部を返過 第2条第1項各号の 所市内に登記簿上の2	いたしました。上記理由に該当し といたします。 のいずれかに該当し、 市内に主た	
継いまない、	→理由について、十分な調査を行った結果、上記理はいことが明らかになった場合、交付された助成金の全⇒ 市内中小企業者の定義 中小企業基本法(昭和38年法律第154号) る事務所又は事業所を有する者(原則として川崎	日に該当すると判断は 部または一部を返り 第2条第1項各号の 新市内に登記簿上の2 所内にある者	いたしました。上記理由に該当し といたします。 のいずれかに該当し、 市内に主た	

川ま交政第 号 年 月 日

申請者氏名(代表者名)

川崎市長

川崎市コミュニティ交通導入等補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました川崎市コミュニティ交通導入等補助金額を、 次のとおり確定しましたので通知します。

補助金の額は、次のとおりです。

補助金額 金 円

(宛先)

川崎市長

申請者住所(所在地)申請者氏名(代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助金概算払申請書

川崎市コミュニティ交通導入等補助金の概算払を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 概算払を受けたい補助金交付申請額

金	Ч
---	---

2 概算払を受けたい補助対象経費の内訳

	補助対象内容	補助対象経費	補助金額
1		円	円
2		円	円
:		円	円
計		円	円

- 3 概算払を必要とする理由
- 4 添付書類
 - (1) 資金計画書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(注) この様式は、第1号様式とともに提出してください。

川崎市指令 第 号申請者住所(所在地)申請者氏名(代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付取消通知書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定をした川崎市コミュニティ 交通導入等補助金について、川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱第13条第 1項の規定により、補助金交付を取り消しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長印

- 1 補助事業の内容
 - (1) 補助を受ける地区の名称
 - (2) 補助を受ける地区で運行を行う者の名称
- 2 交付決定を取り消す理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったこ とを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の 翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起すること ができます。 (あて先) 川崎市長

申請者住所 (所在地)

申請者氏名 (代表者名)

財産処分承認申請書

川崎市コミュニティ交通導入等補助事業に係る財産を次のとおり処分したいので、承認される よう申請します。

- 1 処分しようとする財産
- (1) 名 称
- (2) 所在地
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 4 処分の相手方の利用方法
- 5 処分しようとする理由
- 6 処分しようとする財産の取得に関する明細

(宛先)

川崎市長

申請者住所(所在地)

申請者氏名(代表者名)

川崎市コミュニティ交通導入等補助事業中止(廃止)申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により、補助金の交付決定通知のありました川崎市コミュニティ交通導入等補助事業について、次の理由により、同事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

- 1 事業を中止 (廃止) する理由
- 2 事業を中止する場合はその期間及び再開後の完了予定期日
 - (1) 中止期間 年月日~ 年月日
- (2) 完了予定期日 年 月 日
- 3 その他必要な書類